

# 広島県立西条特別支援学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、広島県立西条特別支援学校PTAという。

第2条 この会は、事務所を広島県立西条特別支援学校内に置く。

## 第2章 目的及び活動

第3条 この会は、保護者と教職員とが協力して、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の研修と親睦
- (2) 生活環境の教育的改善
- (3) 学校の教育活動に対する協力
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事項

## 第3章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、広島県立西条特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者、または、これに代る者、並びに、同校の教職員とする。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとし、会費は、年額3,630円とする。

## 第4章 役員

第7条 この会の役員は、次のとおりである。

会長 1名、副会長 若干名、理事 若干名  
幹事 2名、監査 2名、顧問 1名

第8条 役員を選任は、次のとおりを行う。

会長、副会長、監査は、総会において選出する。

理事は、各学部の保護者から若干名、教職員から若干名をそれぞれ互選し、総会の承認を得る。

幹事は、会長がこれを委嘱する。

顧問は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第10条 役員は、次の職務を行う。

会長は、この会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

理事は、必要事項を協議し、事業（バザー・PTC等）の企画運営に当たる。

幹事は、会長の指示に従って、庶務、会計等の会務の処理に当たる。

監査は、会計を監査する。

顧問は、この会の重要事項に関して助言する。

## 第5章 会議

第11条 この会の会議は、総会及び役員会とする。ただし、必要に応じて、学部会、学年部会を置くことができる。

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、年1回、毎年度の初めに開催し、役員選出、決算予算の承認、会務の報告、その他、必要な事項について審議決定する。
- (2) 臨時総会は、理事が必要と認めたときに開催する。

第13条 全ての会議は、その構成員の3分の1以上が出席しなければ、その議事を開くことができない。

第14条 全ての会議の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第6章 会計

第15条 この会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第7章 細則

第17条 この会の運営に関し必要な細則は、役員会の議決を経て定める。

## 第8章 改正

第18条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

## 附 則

この会則は、昭和49年5月24日より実施する。

昭和54年5月25日 一部改正（第3章～第6章 会費の月額について）

昭和54年5月25日 一部改正（第3章～第6章 会費の月額について）

平成9年5月23日 一部改正（第6条 会費の月額について）

平成10年5月22日 一部改正（第3条、第5条、第8条 呼称の整理）  
（第11条 常任委員会の設置について）

平成23年4月22日 一部改正（第6条 会費について）

平成25年4月26日 一部改正（第11条 会議について）